連光寺六丁目農業公園の整備・活用・運営に関する方針

令和６年６月

多　摩　市

目次

第１章　本方針策定の趣旨と経緯
　　１　趣旨
　　２　経緯

第２章　現状の把握
　　１　連光寺・若場台里山保全地域について
　　２　市内のみどりの現状
　　３　市内の農とのふれあいの現状
　　４　試験事業の実施状況
　　５　保全地域及び都有地における行為等の制限と調整の必要性
　　６　都有地による制限

第３章　農業公園の基本理念

第４章　農業公園の区域と活用方針
　　１　農業公園として活用する区域
　　２　区域の分割とブロックごとの土地利用の可能性
　　３　用地及び作物の活用方針（全体）
　　４　多様な主体の関わり方

第５章　各ブロックの活用方針
　　１　各ブロックの活用方針のまとめ
　　２　各ブロックの活用方法、運営の体制等

第６章　運営と整備に関する方針
　　１　運営方針
　　２　収入と支出に対する考え方
　　３　整備方針

第７章　今後のスケジュール

資料
　連光寺六丁目農業公園づくり検討会委員等名簿

第１章　本方針策定の趣旨と経緯

１　趣旨

東京都は、連光寺・若葉台里山保全地域内の野生動植物保護地区の湿地に生息・生育する希少な動植物の水環境を保全することを目的として、令和２年度に 1.4ha の用地を追加指定した。その際の指定書、保全計画書には、①希少生物の保全、②里山の保全、③農地の保全等の取組方針とともに、地域や市民など多様な主体が保全地域に関わる・学ぶ・体験するという活用の視点も記述されている。

本方針は、追加指定した用地について、学識や専門家とともに行った活用方法や事業の可能性、担い手の可能性、試験事業のあり方などの検討を踏まえ、農業公園としての持続可能な経営スキームや管理・運営・市民サービスなどの方向性について定めるものである。

参考：本市の行政計画の記述で農業公園整備に関連するもの

○　多摩市第六次総合計画

D4　農業者と市民が支える都市農業の推進　（P9）

「農とのふれあいの場づくりに資するために、試験事業の結果や様々な意見を踏まえ、環境保全型農業を実践する農業公園を開設します。また、農業ウォッチングラリーや家族体験農業などの体験イベントなどを実施します。」

F2　自然環境・都市環境の保全と創出　（P113）

「現在取り組んでいる公民連携による「多摩中央公園改修事業」や、市民協働で進めている「（仮）連光寺６丁目農業公園づくり」をはじめ、「みどりのルネッサンス」の考え方を継承しつつ、みどりの「量」から「質」への転換と「関わるみどり」の推進のために、市民が公園緑地に関わる機会の創出や、それに適した公園運営・利活用の多様化の検討を進めます。」

○　第３次多摩市みどりと環境基本計画（令和６年３月策定）

第３章　計画の理念と目標　２．長期目標　（P28）

「持続可能なみどりの保全」

【共生】 みどりが豊かで多様な機 能を発揮し、生き物を育み、人の暮らしに恵みを与えています。

【生物多様性】生物の重要な生息環境であるみどりや水辺環境を保全し、生物の多様性の確保を図ります。

【樹林】樹林地などの既存のみどりが適正に管理・保全されています。

（次頁に続く）

（前頁より続く）

【水辺】残された良好な水辺環境を保全するとともに、失われた水辺環境の回復を図ります。

【公園緑地】良質な公園緑地の確保を図るとともに、市民参加による維持管理体制を充実します。

【歴史文化】 自然環境と調和し史跡文化財が保全され、歴史文化が継承されています。

第４章　目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組　（P56）

3-3 食の地産地消の普及

農とのふれあいの場づくりの取組みの一つとして、試験事業の結果や様々な意見を踏まえながら、環境保全型農業を実践する農業公園の整備・拡充が必要です。

第５章　分野別の取組

取組方針Ｃ：みどりの利活用 今後の取組み（P93）

市民協働で進めている「連光寺六丁目農業公園づくり」などの新たな“関わる”取組 みを通して、市民が公園緑地に関わる機会の創出や、それに適した公園運営・利活用 の多様化の検討を進めます。

○　多摩市都市農業振興プラン（令和 6 年 3 月改定） P74　第４章 基本方針３ 多面的機能を活かした都市農地を目指して　部分の記述

〔概要〕

農とのふれあいを求める市民の意向は高く、市の運営による家庭菜園や、農家による体験型市民農園、民間事業者の運営による農園など、様々な形態の農園づくりが進んでいます。

本市では、令和 5 年現在家庭菜園が 6 ヶ所、体験型市民農園が 2 ヶ所、整備されています。

これらの農園は、市民が気軽に農業に触れる場、都市農業への理解を深める場として大切であり、市民と農家の意向に応じた多様な農園の整備を支援していく必要があります。

〔方向〕

農とのふれあいの機会を求める市民のニーズに応えるために、家庭菜園や体験型農園の充実を図るとともに、新たな農業体験施設を検討します。

施策内容

項目	細目	前期	後期	実施主体または関係団体等
②新たな農業体験の場づくり	（仮称）連光寺６丁目農業公園の開設		○	農業者、市民、ＪＡ、経済観光課、公園緑地課

2　経緯

令和 2 年 11 月	連光寺・若葉台里山保全地域　拡張指定
令和 3 年 11 月～令和 4 年 2 月	連光寺・若葉台里山保全地域農的活用検討会（全 4 回） （環境保全型農法で事業を行うことの決定）
	↓
令和 4 年 3 月	連光寺・若葉台里山保全地域活用検討会検討報告書
令和 4 年 5 月～11 月	公募市民を対象とした農体験試験事業 （農体験 4 回＋ワークショップ 3 回）
令和 4 年　5 月～令和 5 年 2 月	連光寺六丁目農業公園づくり報告・検討会（全 3 回）
令和 4 年 12 月	農業公園市民サポーター制度　試験実施
令和 5 年　3 月	農業公園市民サポーター制度　正式開始
令和 5 年　3 月～12 月	公募市民を対象とした農体験試験事業 （3 期に分けて実施）
令和 5 年　5 月～11 月	連光寺六丁目農業公園づくり検討会（全 4 回） （具体的な農的活用方法の決定）

令和 3 年度　検討会

令和 3 年度　検討会
現地確認

令和 4 年度　報告・検討会

令和 5 年度　検討会

第２章　現状の把握

１　連光寺・若葉台里山保全地域について

・東京都が 50 番目の保全地域として平成 26 年 11 月 14 日指定
・令和 2 年 11 月 11 日に区域の変更
・面積は 49,294 平方メートル

丘陵地の谷戸に、湿地、畑、草地、雑木林など多様な自然が組み合わさった里山景観が残る地域で、湿地にはキバサナギガイ、ミズコハクガイなどの極めて希少な貝類や、ヘイケボタル、ホトケドジョウ等が生息している。雑木林には、タマノカンアオイやキンラン等の希少植物も生育している。

キバサナギガイを含む淡水産及び陸産貝類の生息環境の保全を図るとともに、残された多摩丘陵の農地を含む里山環境を保全している。また、野生動植物保護地区を設定し、希少な動植物をはじめとした里山環境の生物相を保全する等生物多様性に資する取組を行っている地域である。

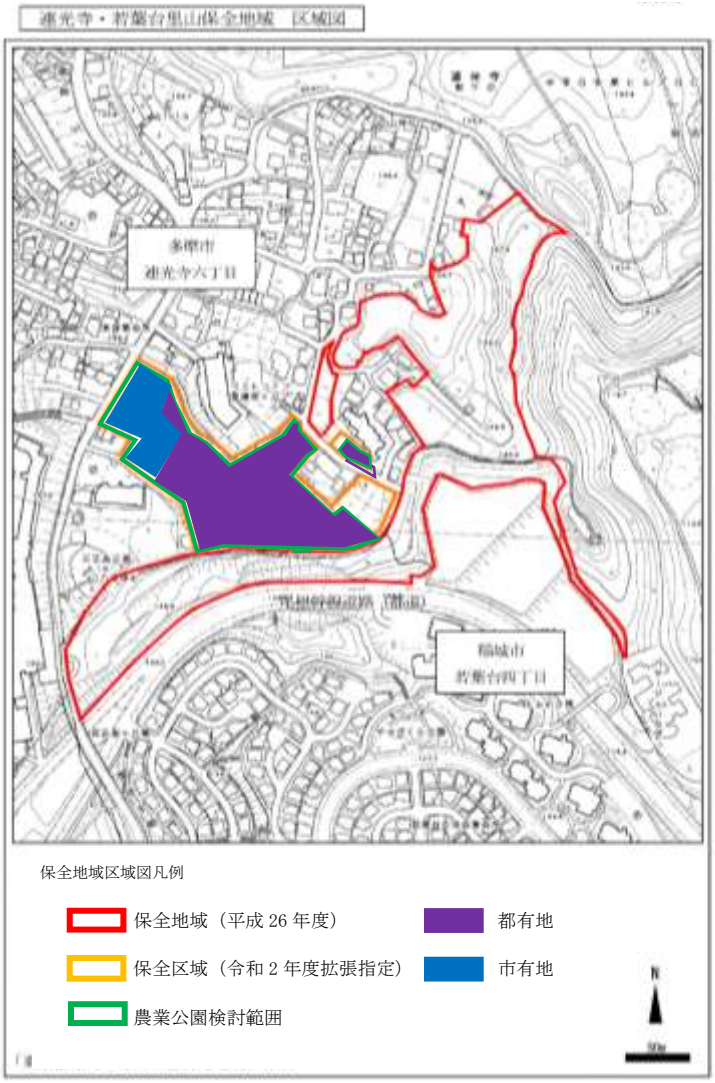

2　市内のみどりの現状

多摩市のみどりは、昔ながらの多摩丘陵の里山を感じさせるみどりと、ニュータウン事業により新たに創出・再生されたみどりが、年月を経てつながりをもっていることが大きな特徴となっている。

市域の約 59%を占めるニュータウン区域では、開発年代ごとに特徴を見せながら、近隣住区単位に公園緑地が系統的に配置され、それぞれの公園緑地は、自転車歩行者専用道路や緑道によってネットワークされている。

一方、ニュータウン区域外では、新規の公園緑地整備とともに、借地公園等により公園緑地の確保を推進してきた。また、日野市境である和田や稲城市境である連光寺、関戸六丁目などでは地形に沿ったまとまりある既存樹林や農地などのみどりが多く残されている。農地は年々減少しつつあるが、その約半分が生産緑地地区に指定されている。

市民 1 人あたりの市立公園面積は 13.65 ㎡ / 人（令和 5 年 4 月 1 日時点）で、都内 26 市の中で最も広い。

また、都立公園等も含めた市民 1 人あたりの都市公園面積は 15.83 ㎡と、武蔵村山市の 17.10 ㎡につぎ 2 番目に広く、市民 1 人あたりの都市公園面積が充実していることを示している。

現状、208 公園ある市立公園の中に農業公園はなく、今回、連光寺六丁目に開園した際には市内で初めての農業公園となる。

代表的な公園

多摩中央公園

多摩東公園

鶴牧西公園

一本杉公園

3　市内の農とのふれあいの現状

本市では、都市農業の多様な機能を活かし、市民が農とふれあう各種事業を展開している。今後も、都市農業に対する市民の理解を深め、市民と農家の交流と信頼をもとに、都市農業の振興に取り組んでいく。

事業名	内容	参加対象	運営体制
農業ウォッチングラリー	市内の農地を歩いて巡り、そこで栽培されている新鮮な農産物を収穫し、市内の農地の再発見や有効性を多くの市民の方に理解してもらう事業	市内在住・在勤・在学者	農業委員、農業委員会事務局職員、東京南農業協同組合職員、農地提供者、交流会協力員等
家族体験農業	子どもたちやその家族が農業委員の指導を受けて、さつま芋や落花生など、苗の作付けから収穫までの一連の農作業の一部を体験する事業。児童館との共催として実施。	児童館利用者及びその家族	農業委員、児童館職員、農業委員会事務局職員 市内４ヶ所の畑
家庭菜園	市が地元の農家から土地を借りて６ヶ所、276 区画開設。市民が趣味で野菜作りを楽しめる場として貸出。	多摩市民	6 ヶ所　　276 区画 （20 ㎡　100 区画） （10 ㎡　176 区画） 年間 720 円/㎡
体験型市民農園	農家が開設する農園において、農園主の作付計画のもと、指導を受けながら野菜作りができる事業。	市内在住・在勤・在学者	市内農家 2 ヶ所
援農ボランティア講習会	農家の高齢化に伴う人手不足や業務拡大の担い手支援策として実施。講習会の内容は、座学での講義、ボランティア受入農家の畑での個別実習、全体講習、交流会等として実施。 講習会修了生は農作業を支援する「援農ボランティア」として活動。	市内在住・在勤・在学者	市内農家、経済観光課
ふるさと多摩夏まつり（朝顔市）	地元農家が丹精込めて育てた色鮮やかな朝顔がならぶ、「朝顔市」を中心に、地場野菜の販売や地元商店会によるイベントなど、夏の訪れを告げる風物詩として、市民に親しまれている。		ふるさと多摩夏まつり実行委員会（多摩市、市内農家、東京南農業協同組合、商店会）、東京都

４　試験事業の実施状況

令和４年度から市民を対象に連光寺・若葉台里山保全地域の一部エリアにおいて、農的活用の試験事業を開始し、農業公園へのニーズを調査するとともにどのような作物ができるか検証を行っている。また、作物の活用方法についても検討を行うとともに、農作業体験の参加者を対象に農地の管理・運営をサポートする担い手を募集している。

４－１

農作業体験について

下の表のとおり、作物の植付から収穫までの体験会を実施した。各回いずれも定員以上の応募があり農業公園の需要があることが確認された。また、参加者へのアンケートで今後どのような農業公園になってほしいかの設問に対しては、「気軽に農に触れられる場になってほしい」、「多様な人のコミュニティの場になってほしい」などの意見が多く出ていた。なお、体験会と一体的に実施したワークショップ（WS）の内容については次項のとおり。

概要

年度	市民参加の農作業体験	定員（組）	参加者数	作業回数	**WS回数**	**内容**
令和４年度	サツマイモシリーズ	40 組	89 人	4	3	・作物の植付から収穫まで ・公園づくりの WS 保全地域の散策 ・テーマとして掲げた作物以外の作物の収穫体験　など
令和５年度	春じゃがいもシリーズ	27 組	59 人	3	2	
	サツマイモシリーズ	27 組	73 人	3	2	
	秋じゃがいもシリーズ	27 組	62 人	3	2	

４－２

ワークショップについて

令和４年度から試験事業を始め、その中でワークショップを実施してきた。これまでに９回のワークショップを行った。ワークショップの内容は、農業公園づくりを目的として各回テーマを設けて行った。

その中で意見やアイデアとして多く出された内容を以下に記した。

（１）用地の活用方法に関するもの

・農的な活用を行う中で、誰もが気軽に農に触れ合える機会を提供してほしい、農体験ができる場所として活用してほしい

・気軽に参加できるようにするために、整備面では駐車場の整備を行う必要がある

・体験を通して多世代と関われる空間やコミュニティづくりの場にしてほしい

（２）作物の活用方法に関するもの

試験事業で収穫した作物については、事業参加者による収穫体験・持ち帰りのほか、市内子ども食堂に提供するなどの活用について提案があった。

・収穫体験での活用や販売による市民還元、子ども食堂や、学校給食、フードバンクへの提供、動物園の餌としての寄付　など

・農業公園を知ってもらうきっかけになりやすいことから、できた作物を販売した方が良いとの意見多数あり。

※子ども食堂に関する提案については、令和５年度に収穫した春ジャガイモのうちの一部を子ども食堂に提供し、提供先の食堂から好評を得ることができた。

（３）農業公園に関わる人材・団体に関するもの

・市内農家の知識や経験を教えてもらうことが一番面白かったので、市内農家の方に関わってもらいたいとの意見多数あり。その他にも学校（小、中、高、大学）や保育園、地元自治会などが関与できるとよいとの意見も出ていた。

・市民も参加者としてだけではなく管理に携われるような仕組みがあると、継続的な市民参加もできる

４－３

検証した作物等

植付の間隔や肥料などを変えて、この農地に適している作物・農法を検討した。下表に記している作物については収穫できた。ただし、立地上、気温や風などの課題もあることから、今後も育成する作物については検証が必要となる。

植付を行った作物

根菜類		葉菜類	果菜類		緑肥
春ジャガイモ	サツマイモ	白菜	トマト	ナス	大麦
秋ジャガイモ	ダイコン	ほうれん草	キュウリ	枝豆	ソルゴー
かぶ	ニンジン		インゲン	落花生	
玉ねぎ					

作物以外

後述の４－４でも記すように、保全地域内で繁茂している竹林（真竹）の伐採及び切った竹を用いた工作なども実施した。

４－４

連光寺六丁目農業公園市民サポーター制度の立ち上げ

農作業体験の参加者を対象に周知し、農地の管理・運営のサポートに携わってみたい方（農業公園市民サポーターという）を募った。活動内容としては、土づくりや植付、除草、収穫などの農地の作業のほか、農作業体験のサポート、竹林の間伐などを行う。

令和 4 年度は参加者の中から 15 名の登録があり、令和 5 年度に 21 名増えて、合計 36 名の方が登録している。

今後も、農作業体験参加者の中から興味のある方を募り、市民協働を推進していく予定である。

４－５

保全地域の主旨等の周知

農作業体験の参加者に対して、保全地域を知ってもらうため保全地域内の散策の機会を提供した。また、保全地域内の湿地を中心に活動する連光寺東谷戸の会との連携により、会の活動や湿地を見学できる体験会を実施した。

５　保全地域及び都有地における行為等の制限と調整の必要性

今回の検討範囲が保全地域内であることや市有地だけではなく都有地が多くあるため、用地の活用や作物の活用方法、収入の考え方なども一般的な公園と異なる整理が必要となってくる。

そのため、本方針をもとに都と調整を図りながら運営を行うことが重要となる。

当該エリアが保全地域内にあるため、付されている活用上の制限等

（１）用地の利用・使用にあたっての制限

・保全地域内の活用については、農的活用か自然学習のみ行うことができる

・里山保全地域であることから、自然環境に負荷をかけない土地利用が必須

（２）構造物の設置

・施設の設置にあたっては、都が策定した「保全計画書」の趣旨に適合する必要がある

・ブランコや滑り台などの遊戯施設については、設置できない

構造物の設置について

（保全地域活用の手引き　活用・活動承認のガイドライン　H27 年 12 月より）

保全計画、管理計画上に定めがない構造物、施設の設置については原則認めません。

（構造物、施設の例）　ベンチ、テーブル、ロープ柵、フェンス、制札板、案内板、巣箱、落葉だめなど（丸太などの発生材を加工せずに、ただ積んでいるものは構造物、施設には含めません。）

ただし、計画上に定めがないものでも次のものは設置を認める場合があります。

・通路際に設置する、現地発生材を使用して作成したベンチ

・通路に設置する、現地発生材を使用して作成した土居木階段、土留め

・動植物保護のために設置する、現地発生材、支給材を使用して作成したロープ柵

設置については、計画上に定めがある施設についても、事前に設置場所や設置時期、構造などについて都に相談を行ってください。

都が認めた場合のみ設置できます。

（3）火気の使用

（保全地域の「活用・活動承認のガイドライン」抜粋）

保全地域における火の取扱いについて

1 保全地域内の都有地及び使用貸借地においては、原則として火の使用を禁止する。

2 ただし、保全地域の自然的・社会的環境から判断して、保全活動において火の使用に妥当性が認められる場合には、条件を付したうえで特例として承認するものとする。

[条件]

ア 安全対策のために必要かつ十分な措置を講ずること。

イ 火を使用する前には、必ず消防署に届け出て承認を得ること。

ウ 火の使用後は、確実に消火したことを確認すること。

エ 火の使用に際しては、現地に都の承認を得た活動である旨の表示をすること。

特例として認められる場合は、次の通りとする。

(1) 里山保全地域において、当該里山環境を保全するうえで火を使用することに合理性が認められ、かつ伝統的な里山管理の手法として認められる場合であり、当面、次の事例に限り承認する。

ア 田んぼや農道等の草刈り等に伴い発生した草木竹を処理するために、田畑の中等で草木竹を焼却し、灰を田んぼの肥料として活用する。

イ 保全地域内の樹林地管理に伴い発生した樹木等を活用して炭焼きを行う。

ウ 里山の自然や生活文化等について理解を深めるために、現地で産出した米等の農産物を調理する。

(2) その他の保全地域においては、里山的環境を有すると認められる区域における上記と同様の場合に限り、承認する。

※上記（1）～（2）の内容を行う場合は、事前に東京都との調整を要する

6 都有地による制限

都有地での活動であることから、収益を目的とした活動は行えない。

また、第 4 章以降に記載する都有地内の事業については、本方針の策定時点では東京都との調整が整っていないため、今後の調整次第では、次頁以降に記載する、「農業公園として活用する区域」や「各ブロックの活用方針」等に変更が生じる場合がある。

第３章　農業公園の基本理念

下記に基づき事業等を行うことで、A)～D)の効果を得る場とすることを連光寺六丁目農業公園の基本理念とする。

●環境保全型農法を実施し、学べる場所とします

・植生や水生生物等に配慮した環境保全型農法で、持続的に農地として管理していく。
・市内で環境保全型農法に興味関心のある方が農法を学び・実践できる場とする。
・体験や見学を通して、農地が持つ多様な機能の重要性について学べる場とする。

●里山の自然環境を持続的に保全するために、樹木や竹材を活用する場所とします

・保全地域に指定されていることから、里山の自然環境を考えながら土地の活用を図っていく。
・当該地の活用や市民生活の中に、当該地で発生する「材」の活用を組み込むことで、重機に頼らず、人の手で持続的に管理可能な仕組みの構築を目指す。

●多摩の里山の環境を未来に伝える場所とします

・貴重な環境が残るこの場所の経緯、現在の取組、今後の目標を明示し啓発する。
・保全活動の協力者、賛同者を募り、増加を図る。

上記に基づく運営により、実現を期待する効果

A)　SDGs やワンヘルスを学び・体験し・実践する場となること

・　当該地との関わりや活動が、環境の大切さ、資源や生命の循環、地産地消の大切さ、食品ロス削減、生物多様性など、様々な気付きにつながることを目指す。

B)　新たな市民活動・コミュニティ形成の場となること

・　当該地との関わりや活動が、世代間交流のきっかけやコミュニティづくりにつながることを目指す。
・　地元農家、環境保全団体、福祉施設、保育園や小・中・高・大学、学識者などの専門家などの多様な主体が参画し、相互に関わり合える場とすることを目指す。
・　市民が利用者としてだけではなく、企画・運営者として参画できる場とすることを目指す。

C)　健幸まちづくり推進の場となること

・　当該地との関わりや活動が、個人の心身の健康づくりにつながることを目指す。

D)　多摩市の魅力や回遊性の向上のコンテンツとなること

・　多世代が、多様な目的で集まり活動できる魅力的な場所とすることを目指す。

ワンヘルス：人の健康は、家畜を含む動物の健康や健全な自然環境と一体であり、感染症を減らし人の健康を守るためにも、自然環境の保全が一層重要であるという考え方

第４章　農業公園の区域と活用方針

１　農業公園として活用する区域

令和２年度に拡張した区域に対して、農業公園の範囲として指定をかける箇所は、緑色の区域とする。

竹林すべてを活用することは現在のままでは難しいため、斜線部については、今回は範囲に含めない。

ただし、今後、整備・活用が進展した場合、新たな活用範囲として農業公園の区域に取り込むことも検討する。

出典：地理院地図 vector

2　区域の分割とブロックごとの土地利用の可能性

土地の活用に関する市民意見、土地利用履歴、地形等をふまえて、区域を 11 のブロックに分割し、ブロックごとの土地利用の可能性や面積を下表にまとめた。

番号	面積（㎡）	地形	アクセス	畑	果樹	広場	親水	水田
1	1,200	平地	○	△	○	○	△	×
2－1	1,200	平地	○	○	○	○	△	△
2－2	1,000	平地	○	○	○	○	△	△
3－1	800	平地	△	○	○	○	△	△
3－2	500	平地	△	○	○	○	△	△
3－3	800	平地	△	○	○	○	△	△
3－4	500	平地	△	○	○	○	×	×
竹林	500	斜面	×	×	×	○	△	△
斜面地	2,500	斜面	×	×	○	×	△	×
5	600	平地	○	○	○	○	○	○
6	800	緩やか平地	○	○	○	○	△	○

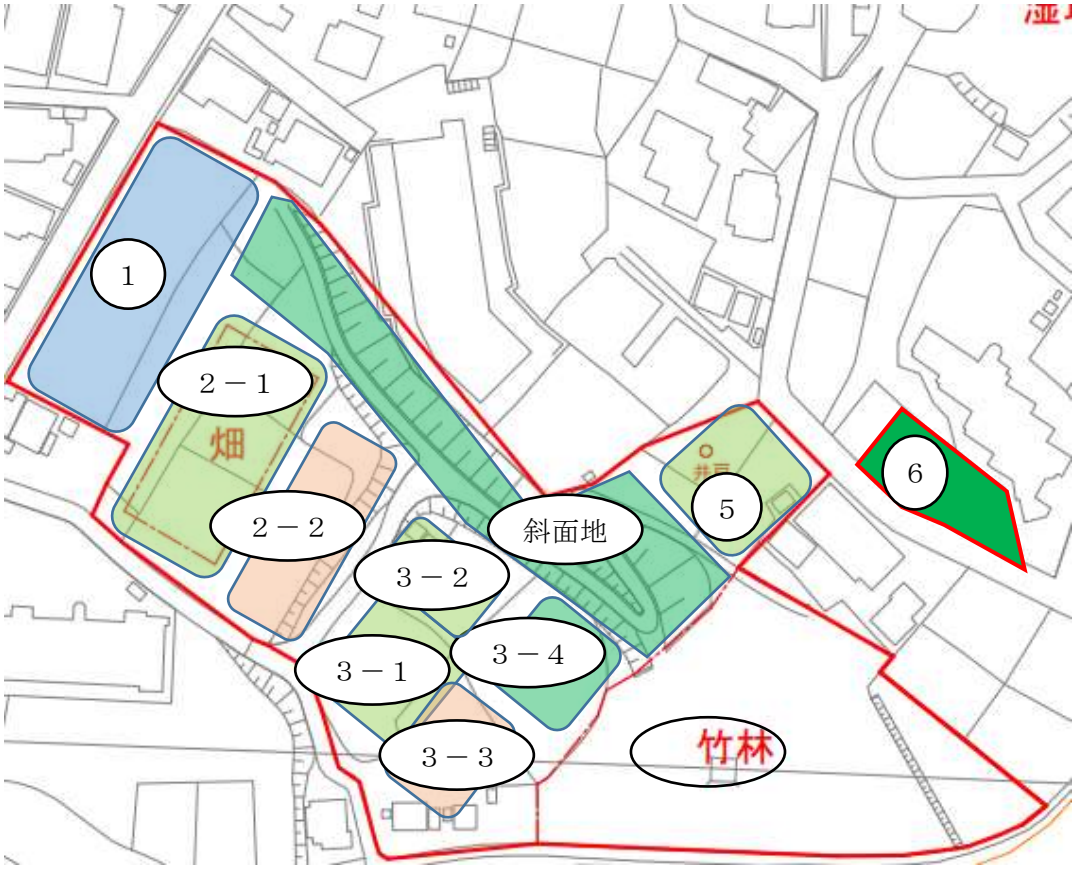

3　用地及び作物の活用方針（全体）

（1）用地の活用方針

当該地の活用については、湿地の水環境を保全することと、公有財産として市民利用に供することの両立が必要である。第 3 章の基本理念や東京都の保全計画書に基づき、元々農地として活用していた土地であることを踏まえ、農地として活用・管理する。

また、農法については湿地の水環境への影響を考え環境保全型農法で行うこととする。環境保全型農法とは極力化学肥料や農薬を使用することなく環境に配慮しながら行う農法である。

なお、農地としての活用を通して、様々なコミュニティが形成される場とし、市民の参画の充実をはかっていく

（2）作物の活用方針

持続可能な農的活用のためには、収穫した作物の有効活用は欠かせないものであり、検討会や試験事業を行った結果を踏まえ、作物の植付から活用までの流れを下の図に示している。

活用方法としては大きく 2 つに分けられる。1 つ目は体験会で参加者や学習体験者などが自ら植え付けたり、収穫体験したものを持ち帰るという方法。2 つ目は管理者が育成したものを、販売、学校給食、子ども食堂などに活用する方法がある。

基本的に作物についてはこの流れに沿って、ブロックごとに活用方法を定めるものとする。

なお、下の図は第 5 章でも活用し、各ブロックの活用に該当する項目は「黄色」に、該当しないものは「灰色」に色塗りすることで、分かりやすく図示する。

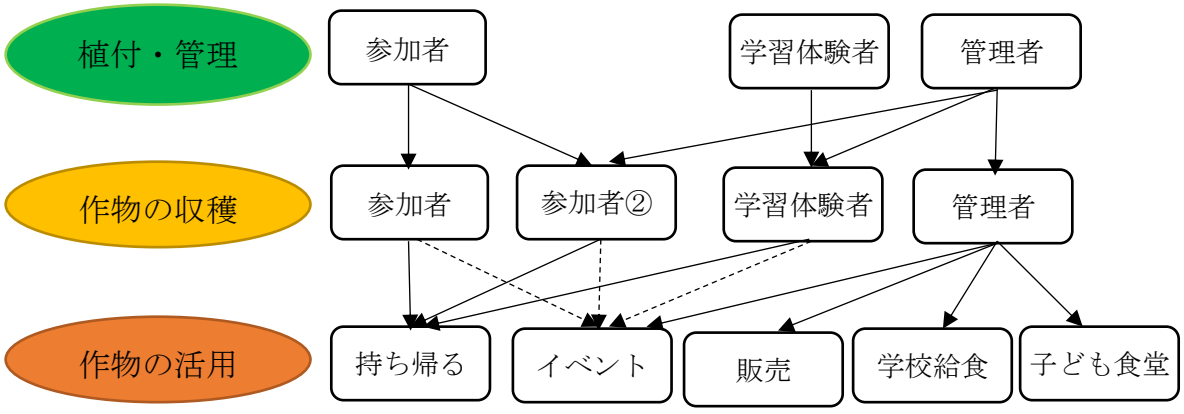

4　多様な主体の関わり方

多様な主体が関わることで新たなコミュニティの形成につながるとともに、各々がもつ知識、経験、スキル、興味を生かすことにより、サービスや価値の向上を図り、魅力的な農業公園づくりを目指す。

◆専門家（学識者、市内農家等）の関わり方

・市民等へ技術や知識等を提供することで農や環境等への興味を高める役割

◆市民の関わり方

・市民が参加者としてだけではなく管理や運営にかかわることで持続可能な運営を可能として、地域の活性化にもつなげる役割

◆指定管理者について

・第 6 章で詳しい内容は示しているが、指定管理者制度での管理運営を検討しており、指定管理者には当該地の管理や運営に自身の経験やノウハウを活かし、独自サービスを展開頂くとともに、当該地に関わる多様な主体をまとめてもらうことを予定している。

◆ボランティアについて

・P11 の 4－4 でも記したように、管理運営にも携わってみたいという意向の市民との協働による「農業公園市民サポーター制度」を創設した。

・令和 4 年度、令和 5 年度に実施した体験会に参加した市民を対象にサポーターの募集を行い、申し込みがあったことから、すでに活動を開始している。現在も各体験会の終了時にサポーターの募集を行っており、今後も体験者の中から参画を希望するサポーターを募っていく予定である。現時点で行っている農地の維持管理、体験会の手伝い等に加えて、活動の拡大を図っていく。

第５章　各ブロックの活用方針

１　各ブロックの活用方針のまとめ

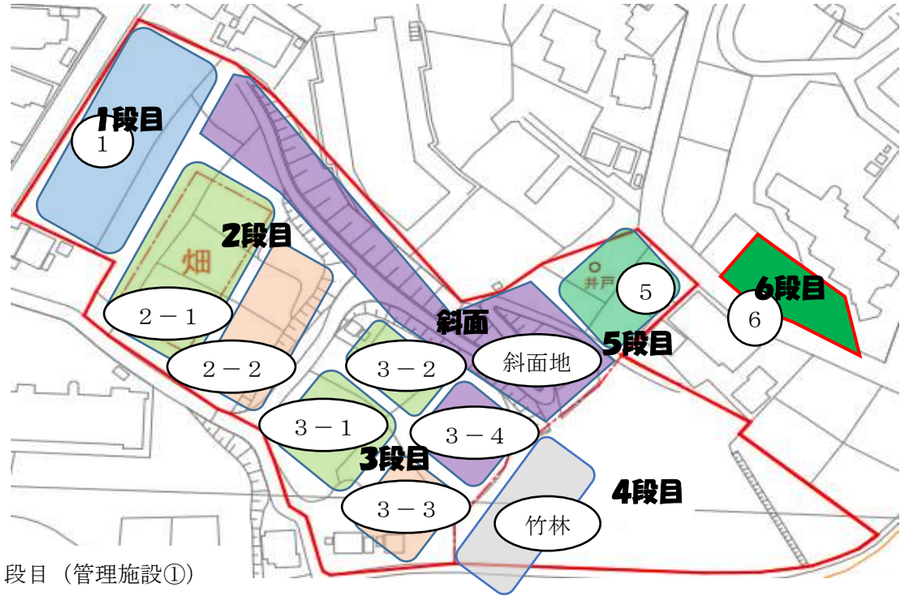

１段目（管理施設①）

テーマ	活用方法	必要施設
農業公園の顔となるような場 **利用者** **だれでも利用可能** **（管理棟内部は基本的に管理者のみ）** **管理者** **指定管理者、市内農家、ボランティア**	駐車場や管理施設を設置して、利用者の利便性を高める。 車でも来られるように整備を行い、来園者・利用者の利便性を図る。 管理資材の置き場や管理者がいる管理棟を設置することで効率的な管理を行う。 作物の販売などを通して農業公園を周知する。	管理棟 （トイレ含む） 駐車場 駐輪場 無人販売所 手洗い場 案内看板

２段目（畑２－１）

テーマ	活用方法
農を身近に感じられる場 **利用者** **農体験の申込者** **管理者** **指定管理者、市内農家、ボランティア**	各種体験会（植付体験、収穫体験、育成体験）や見学会などを実施して、農を身近に感じてもらうとともに、実際に触れてもらい、普段できない体験ができる場とする。作物の育成を通して農を学んでもらうとともに世代間交流のきっかけやコミュニティづくりにつなげる。また、個人の心身の健康づくりなどの場として活用する。

２段目（広場２－２）３段目（広場３－３）

テーマ	活用方法	必要施設
憩いの場 **利用者** **だれでも利用可能** **管理者** **指定管理者、ボランティア**	現状を生かした草原として、自然学習や休憩場所、体験会の集合場所や説明場所として活用を行う。 来園者のコミュニティの場として様々な方が交流できるオープンスペースとして活用する。	四阿（あずまや）かパーゴラ ベンチ

３段目（畑３－１、３－２）

テーマ	活用方法（３－１）	テーマ	活用方法（３－２）
農を通じて学ぶ場 **利用者** **幼稚園・保育園、小中学校等** **管理者** **指定管理者、市内農家、ボランティア**	幼稚園・保育園、小中学校等の学習及び体験の場として活用する。 作物の育成及び収穫する中で農に親しんでもらうとともに、食育にもつなげる。	**環境保全型農法の学びの場** **利用者** **ボランティア、市内農家** **収穫体験者** **管理者** **指定管理者、市内農家、ボランティア**	市内農家やボランティアの試験区スペースとして活用する。環境保全型農業の試行の場として、市内農家やボランティアが学び向上できる事業を行う。

３段目（果樹３－４）、斜面地（果樹）

テーマ	活用方法
季節の実りを感じながら収穫を楽しむ場 **利用者** **指定管理者、市内農家、ボランティア、収穫体験者** **管理者** **指定管理者、市内農家、ボランティア**	果樹を植え付けて季節の実りを感じる場となるよう、来園者が収穫などを楽しむ場として活用する。 果樹の種類や実のなり方などを観察することができ、管理方法なども学べる場とする。

５段目（畑）

テーマ	活用方法	必要施設
環境保全型農業のモデルとなるような場 **利用者** **指定管理者** **管理者** **指定管理者**	持続的に農地を保全するモデルとなるよう、指定管理者により環境保全型農法で、植付から収穫まで行い、収穫した作物については１段目等で販売できるよう活用する。 市内の代表的な野菜や、ブランド化できる野菜なども育成し、農業公園の魅力の幅を広げる場とする。	井戸

６段目（畑）

テーマ	活用方法
農福連携ができる場 **利用者　参加者** **福祉団体、収穫体験者** **管理者** **福祉団体**	農地と果樹園として活用する。農地の管理については福祉団体にも関与してもらう。農的な技術の訓練やリハビリの場とするほか、生き甲斐づくりの場とする。

竹林

テーマ	活用方法
竹林を楽しめる場 **利用者** **だれでも利用可能　（体験会は応募者のみ）** **管理者** **指定管理者、ボランティア**	竹林内の散策が行える場として活用する。 竹の種類が真竹であることを踏まえ、竹の収穫や竹を活用した工作などを体験できる場とする。 工作では、里山が感じられるような事業であったり、伝統的な技法が学べる場とする。

２　各ブロックの活用方法、運営の体制等

１段目

テーマ

農業公園の顔となるような場所

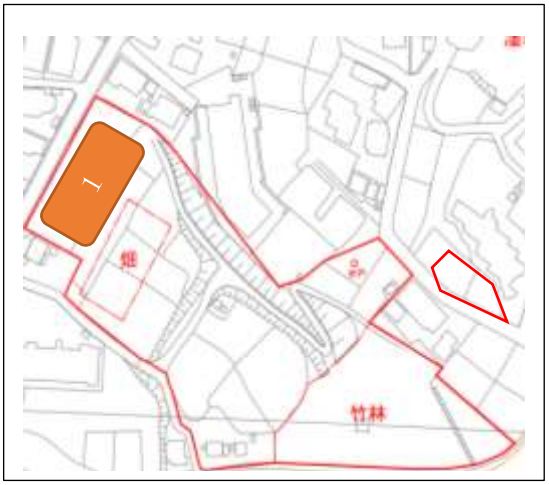

用地の特徴

都道に面しており、平地となっている。道路からのアクセスも良く、平地で見通しが良いことから、利用者の出入口や駐車場といった交通機能や管理する施設、販売場所、管理の拠点施設などに適している。

利用対象者

だれでも利用可能

管理棟内部に関しては基本的に管理者のみ利用可能（ただし、トイレ等は除く）

用地の活用方法

◆交通機能

農業公園へのアクセスについて、試験段階では、駐車環境が整っていないこと等の理由から、自動車での来園については禁止とした。試験段階では自転車の利用のほかにバスでのアクセスが多かった。試験事業参加者からは「交通のアクセスが悪い」、「農業公園に来るまでの歩道が狭い」などの声が多くあり、公園内に利用者用の駐車場設置の要望が多くあった。そのため、駐車場や駐輪場の整備・確保は必須と考えている。

◆管理機能

保全計画書で活動拠点エリアとして位置付けており、管理棟を設置して管理者の詰所とするほか、管理者や参加者の道具の保管庫などを配置する。また、イベント時の集合場所や説明の場所としても活用する。

◆販売機能

農地で出来た作物の販売所を設ける。販売を行うことにより、体験会に参加していない方にも、農業公園の作物を購入することを通して農業公園のことを知ってもらえる場とする。

◆作業場機能

農地で出来た作物について、収穫体験後に加工作業を体験する作業場として活用する。例えば、竹の加工・工作、干し野菜を作るなどが考えられる。

作物の活用方法

１段目で作物の販売を行う

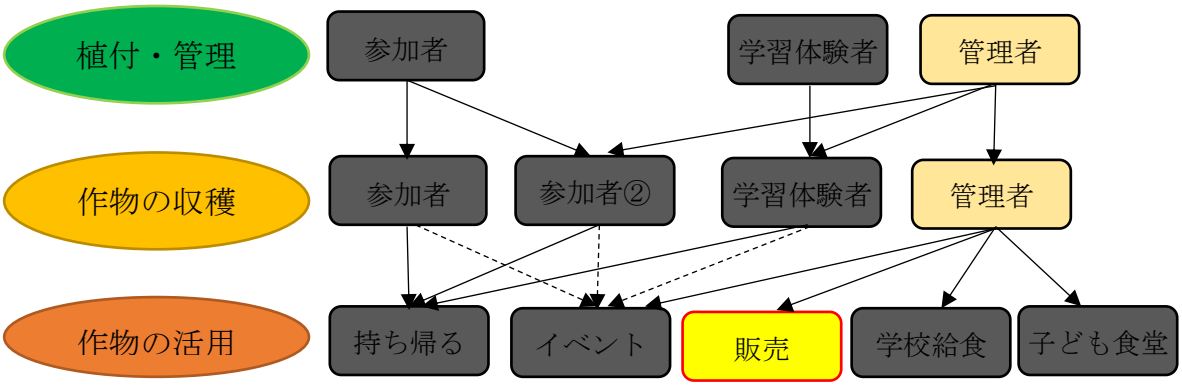

運営主体

管理者（指定管理者、市内農家、ボランティア）

収入の取扱い

管理者により作物の値段を設定して販売を行う。販売による収入については指定管理者の収入として、当該地の管理費・運営費に充当するものとする。

駐車場　規模等に応じて有料化を検討する

留意事項・その他検討した事柄等

・市有地であると同時に保全地域であることから、火気の使用などについては、第 2 章に記した制限がある。
・管理棟の整備にあたっては、極力簡易なものとするとともに、太陽光発電設備や、雨水浸透、雨水貯留など、環境配慮設備を検討する。
・駐車場などの舗装はコンクリートやアスファルト舗装ではなく雨水が自然に浸透する砂利や土系の舗装を検討する。
・道の駅のように、地元野菜や名産を販売できるような場所にしたいという意見もあったが、当該地は保全地域であるため、集客施設や農業公園外で収穫した作物等の販売は土地の活用目的に則していない。
・収穫物を使ったジャムづくりや料理を現地でして利用者などに提供するという意見やアイスやお菓子作り・販売などの意見もあったが、保全地域内での加工は本来の活用目的に則してない点や費用対効果が不透明な点があるため、加工場としての活用は行わない。

２段目（２－１）

テーマ

農を身近に感じられる場

用地の特徴

１段目からアクセスも良い。地域内の農地として一番使用しやすい農地であることから、農業公園のメイン会場とすることが、農業公園全体の有効活用につながる。

対象者

公募を行い、申し込んで当選された方のみ

用地の活用方法

これまで行ってきた試験事業のアンケートで「気軽に参加できるような農体験の場になるとよい」という意見が多く出ていたことから、気軽に農に触れ合える場所として、体験会等を行うとともに、世代間交流のきっかけやコミュニティづくりにつながり、また個人の心身の健康づくりにつながることを目指す。

なお、市内農家の方と参加者の交流を図ることで、専門的な知識を共有できるとともに市内の農業についても興味を持ってもらうきっかけづくりを目指す。

これまでの試験事業のように、春じゃがいも、サツマイモ、秋じゃがいもなどのメインの作物を軸として植付体験や管理体験、収穫体験を行う。

管理者が軸となる作物とそのプログラムを決定し、体験者が育成体験を行う。

軸に付随する作物も管理者が決定し、体験者が収穫体験をできるように複数の種類の作物の植付や育成管理を行う。

作物の活用方法

基本的に体験に使用（植付から収穫までの体験、収穫体験）

体験会では市民が作物を自ら植付・育成・収穫までを１つの体験会で行うほか、管理者が植付・育成した作物の収穫体験のみの場合もある。

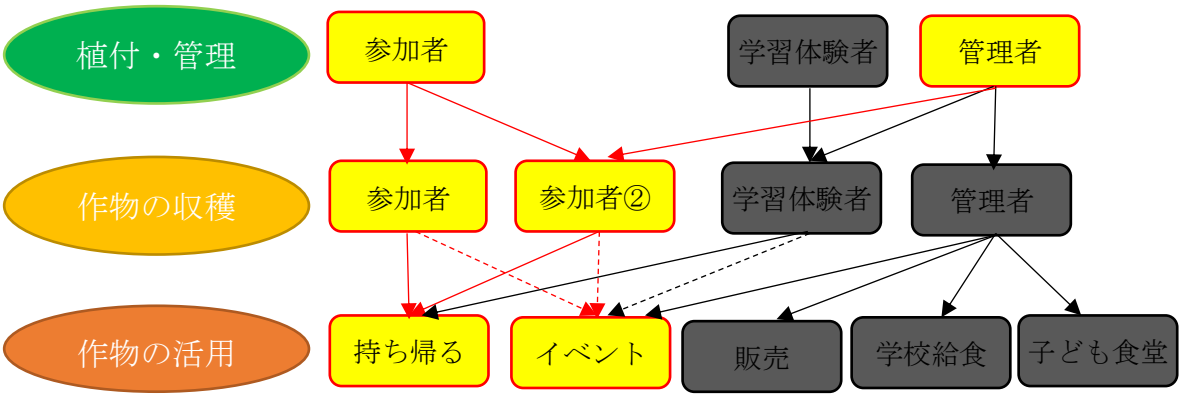

運営主体

管理者（指定管理者、市内農家、ボランティア）

役割

このブロックにおける管理者の役割については、参加者が植付から収穫まで行う場合と収穫のみ行う場合で異なることから、それぞれの場合において考えることとする。

また、植付などの体験会では市内農家等の専門家による指導の下、植え付けの体験を行うことで農家と市民のつながりを築けるとともに、市内の農業や農作物へも興味をもってもらうことを目的としている。

収入の取扱い

作物のセットごとに参加者負担金等を設定して徴収する予定である。

例

春じゃがいもセット（ジャガイモ植付から収穫、夏野菜の収穫、玉ねぎの収穫）	○○○○円
サツマイモセット　（サツマイモ植付から収穫、夏野菜の収穫、にんじん収穫）	●●●●円
秋じゃがいもセット（ジャガイモ植付から収穫、冬野菜の収穫、玉ねぎの収穫）	▲▲▲▲円
その他収穫体験	■■■■円

留意事項・その他検討した事柄等

体験会参加者のみが入れるブロックとすることで、他の利用者が作物を勝手に取るなどのトラブルが起きないようにする。

体験会の参加費用については、管理・運営費を超えない範囲で設定し、収入については管理・運営費に充てるものとする。

２段目（２－２）、３段目（３－２）

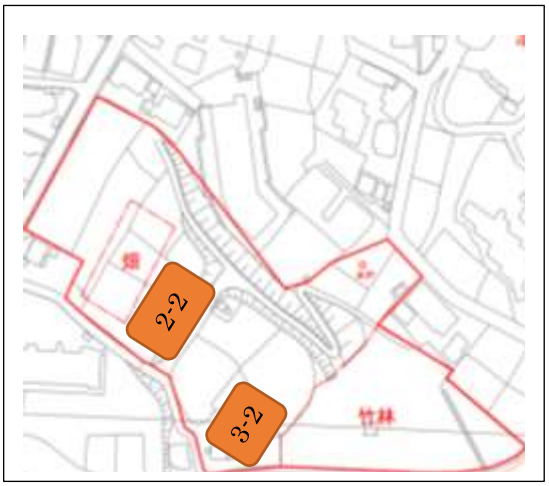

テーマ

憩いの場

用地の特徴

農地のとなりの広場、平地の草原地帯となっている。農業公園利用者などの憩いのスペースとしての機能と体験会などでの活用などが考えられる。

利用対象者

だれでも利用可能

用地の活用方法

現状を生かした草原の中で自然学習や休憩場所、体験会の集合場所や説明場所とすることで、来園者のコミュニティ醸成の場、様々な方が交流できるオープンスペースとして活用する。

運営主体

管理者（指定管理者、ボランティア）

役割：草刈りや施設の修繕を行う。

留意事項・その他検討した事柄等

・広場での昆虫や植物の採取

⇒保全地域内の規則で採取については原則禁止とされているが観察は可能となっている。観察の範囲について今後検討する。

・遊具を設置して遊べるような広場づくりを行うという意見もあったが、保全地域にあたることから、遊具の設置や一般的な公園のような広場利用は禁止となる。

・地域のイベントやお祭りなどを開催したいという意見もあったが、保全地域内では環境学習や体験学習に関連するもののみが可能となるため、地域のお祭り等のイベントは開催できない。

３段目（３－１）

テーマ

農を通じて学ぶ場

用地の特徴

平地で日当たりもよい場所となっている。ただし、3 段目ということで、1、2 段目に比べて車でのアクセスが難しい。そういった条件でも利用できる利用者を対象とすることが望ましい。また、過去にも農地として活用していたことから様々な農作物を栽培することが可能だと考える。

利用対象

市内保育園、幼稚園、小中学校等

用地の活用方法

この用地は、学びの場として活用を行うために、２－１のブロックとは異なり、学校等の団体と連携しながら、農を通じて環境の大切さ、資源や生命の循環、地産地消の大切さ、食品ロス削減、生物多様性など、様々な気付きにつなげることを目指す。

利用対象の団体に対して、育成から収穫体験や収穫体験のみの事業を行う。団体については、申込制として受付を行い、有料にて体験会を実施する。

また、市内農家等の専門家を講師とすることで、市内の農業を知ってもらうことも目的の 1 つとする。

作物の活用方法

基本的に体験に使用（収穫体験、植付から収穫までの体験）

体験会では学習体験者が自ら植付・育成・収穫までを１つの体験会で行うほか、管理者が植付・育成した作物の収穫体験のみの場合もある。

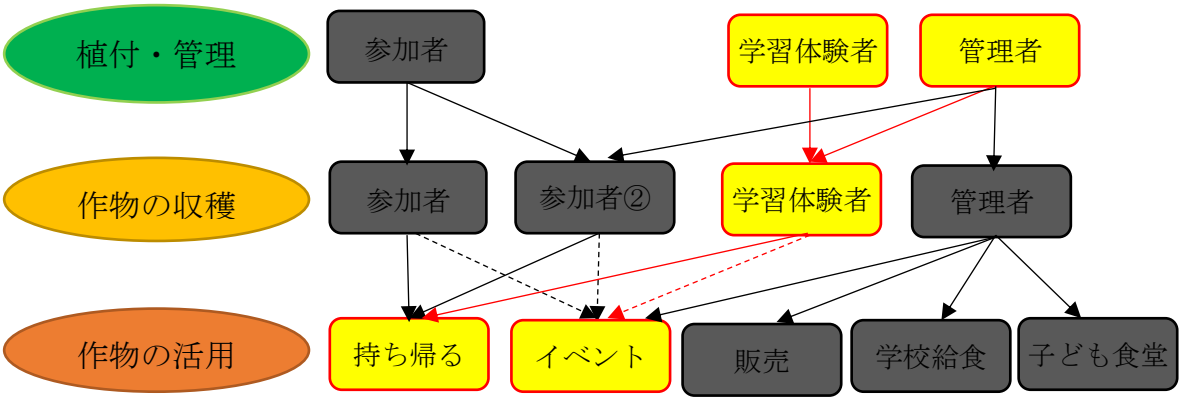

運営主体

管理者（指定管理者、市内農家、ボランティア）

役割

このブロックにおける管理者の役割については、参加者が植付から収穫まで行う場合と収穫のみ行う場合で異なることから、それぞれの場合において考えることとする。

また、植付などの体験会では市内農家等の専門家による指導の下、植え付けの体験を行うことが重要と考える。

収入の取扱い

体験団体については、原則有料とする。

留意事項・その他検討した事柄等

・ニーズによっては、管理者付きの貸し農園を行うことを検討する。管理者付き貸し農園とすることで利用する人の自由度は少なくなってしまうものの、使用する肥料などを管理することができ、環境保全型農法を実施できる。また、決まった区画を貸し出すことで固定収入を得ることができる。
・貸し農園として、区画を切って個人の農園として管理運営したいという意見もあったが、市内でも家庭菜園（市民農園）として同じような機能を持った公共施設があること、環境保全型農法で行わないといけないため、自由な農法を行えないことなどを理由に、当初は貸農園としての活用は行わない。
・本格的な機械等を使用した農作業を行うことで、農業の経験がある方のレベルアップにつなげる場所にしたいという意見もあったが、同じ利用者ばかりになってしまう可能性が高いこと、また、農業公園市民サポーター制度や援農ボランティア制度があることから、そちらを活用していただくこととした。

３段目（３－２）

テーマ

環境保全型農法の学びの場

用地の特徴

３－１と同様に平地で日当たりもいい場所となっている。ただし、３段目ということで車でのアクセスが難しい。また、過去にも農地として活用していたことからも様々な農作物を栽培することが可能だと思われる。

利用対象

ボランティア、市内農家、収穫体験者

用地の活用方法

市民が利用者としてだけではなく、管理・運営者として参画できる場とすることを目指す。

農業公園市民サポーターから、サポーターが成長できる場所をつくってほしいという意見があったことを踏まえ、市民サポーターや市内農家など環境保全型農法に興味・関心のある市民の希望者が環境保全型農法を学ぶとともに、植生や水生生物等に配慮した環境保全型農法で、持続的に農地として管理していく場所となることを目指す。

また、この用地で学んだことを、一般の参加者にも共有・還元することで市内の農業や農業公園への理解度や関心が高まることも目的とする。

作物の活用方法

この用地では市内農家やボランティアで植え付けを行い、植付けた作物は主に収穫体験やイベント等で活用する。

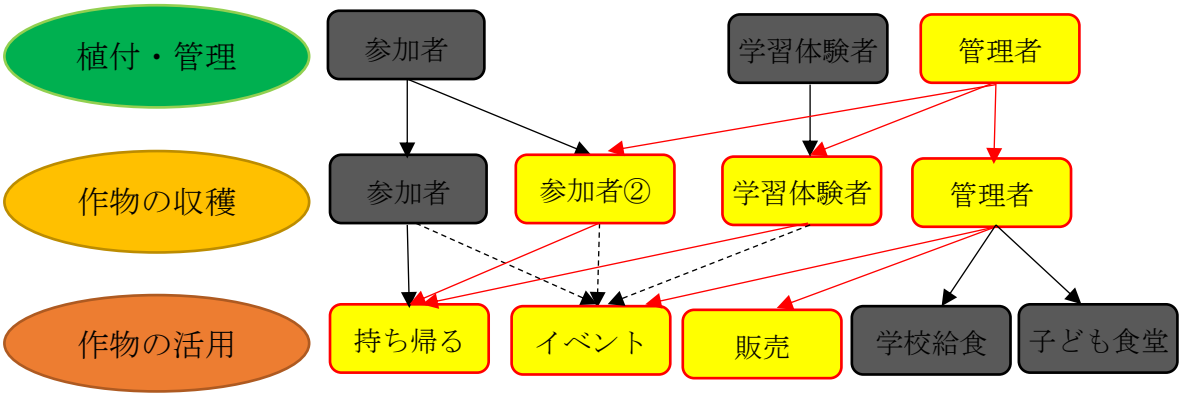

運営主体

管理者（市内農家、ボランティア）

役割

ボランティアや市内農家の方が実際に植え付けから育成までを行う。収穫については収穫体験を開催して行い、その他は販売も行う。

収入の取扱い

収穫体験については、原則有料とする。

収穫体験以外のものは、１段目で販売を行う。

３段目（３－４）、斜面地

テーマ

季節の実りを感じながら収穫を楽しむ場

用地の特徴

斜面地になっており、畑としての活用は難しい。しかし、下の段へ行けるようなつづら折りの通路になっていることから、四季を楽しめるように果樹を植えることで、このブロックの有効活用を図る。

利用対象

指定管理者、市内農家、ボランティア、収穫体験者

用地の活用方法

斜面地などに果樹を植樹して四季の実りを感じてもらうほか、美味しい果実の実らせ方などの学習を行うことを目的とする。また、果樹については管理者により育成収穫を行うほか、収穫体験などで参加者にも収穫体験を行ってもらう。

作物の活用方法

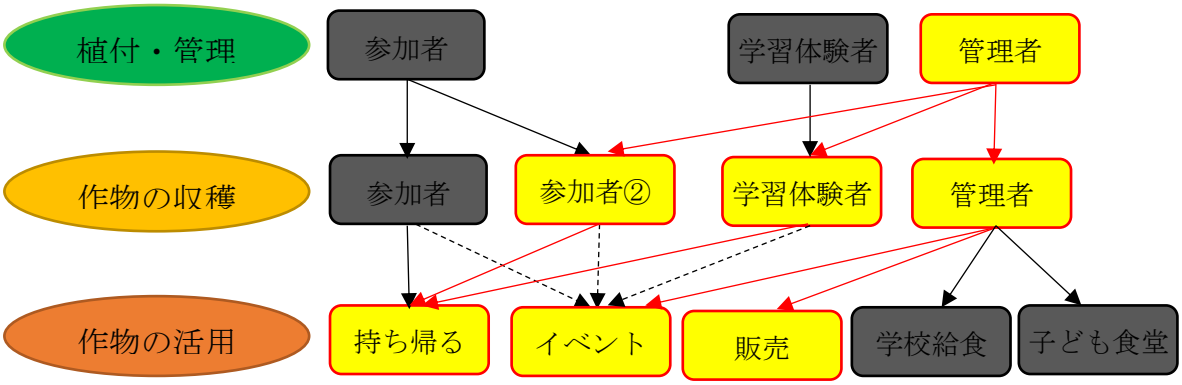

運営主体

管理者（指定管理者、市内農家、ボランティア）

役割

この区域の作物においては、果樹の管理と収穫及び収穫体験の運営となることから、果樹が鳥獣や参加者でない利用者に取られないように管理することが重要となってくる。

収入の取扱い

体験は原則有料とする。

管理者が収穫したものについては１段目で販売を行う。

５段目（５）

テーマ

環境保全型農業のモデルとなるような場

用地の特徴

５段目については、１段目から離れてはいるが、平地で道路にも面している。また、井戸も敷地内にあることから、農地としての活用に適している。また、湿地に近いことから、より環境配慮の考えが求められる。

利用対象

指定管理者

用地の活用方法

植生や水生生物等に配慮した環境保全型農法で、持続的に農地として管理し、環境保全型農法の１つのモデルとなるような農地を目指す。指定管理者で植付から収穫まで行い、収穫できた作物については１段目等で販売する。

市内の代表的な野菜やブランド化できる野菜などを育成することで農業公園の魅力の幅を広げる。

作物の活用方法

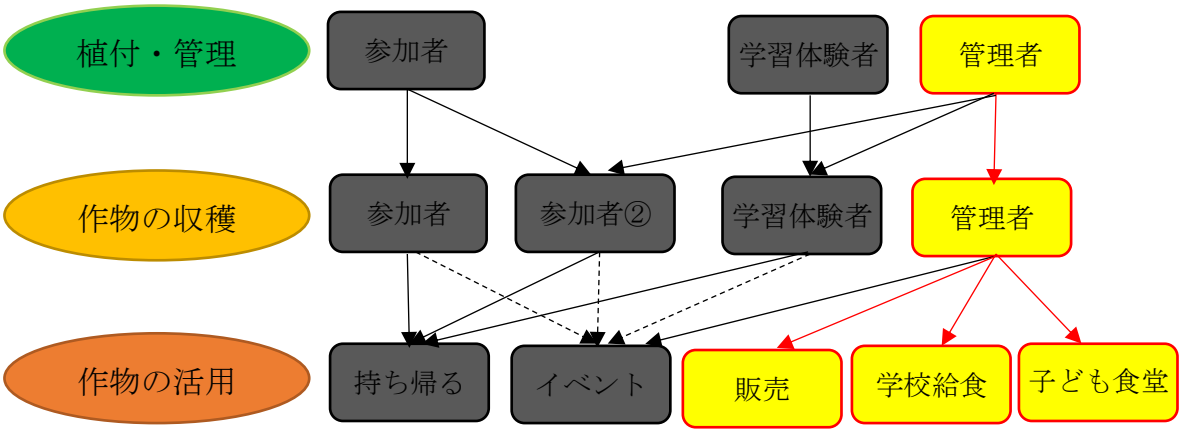

運営主体

指定管理者

役割

植付から収穫まで指定管理者が行う。ここは、環境保全型農法により、管理者の考えで植え付け等を行う場所とする。販売で農業公園の魅力を向上させるために栽培する。

井戸を復旧して 5 段目や 6 段目の農地で活用できる水場とする。

収入の取扱い

収穫した作物の販売を行う。

留意事項・その他検討した事柄等

ビオトープや水田については、都や保全団体より湿地の水環境へ悪影響が出てしまう可能性や外来生物が繁殖してしまう可能性があるという意見があり除外したが、今後、地域のニーズや環境の状況によっては、環境の専門家に事前の相談を行った上で、水生生物が住めるような環境を整備する可能性もある。

以前に使用していた井戸については復旧するが、湿地の水環境に配慮して電力等によるくみ上げは行わず、人力でくみ上げる井戸とする。

なお、井戸による水のくみ上げに起因して、湿地の水環境に悪影響が認められた場合は、井戸の使用をとりやめる、もしくは、使用方法について改善を行うものとする。

６段目

テーマ

農福連携ができる場

用地の特徴

５段目と同様に１段目から離れているが道路に面している。地形的にはゆるやかな傾斜がついている地形となっている。また、住宅地に隣接している。

利用対象

福祉団体、収穫体験者

用地の活用方法

農地と果樹園として活用していく。管理については管理者として福祉団体に関与してもらう。福祉団体の活用で農的な技術訓練やリハビリの場として活用するほか、農に関わることで生き甲斐の場として活用することを目的としている。また、収穫した作物については収穫体験や１段目での販売や学校給食などへの提供を考えている。

作物の活用方法

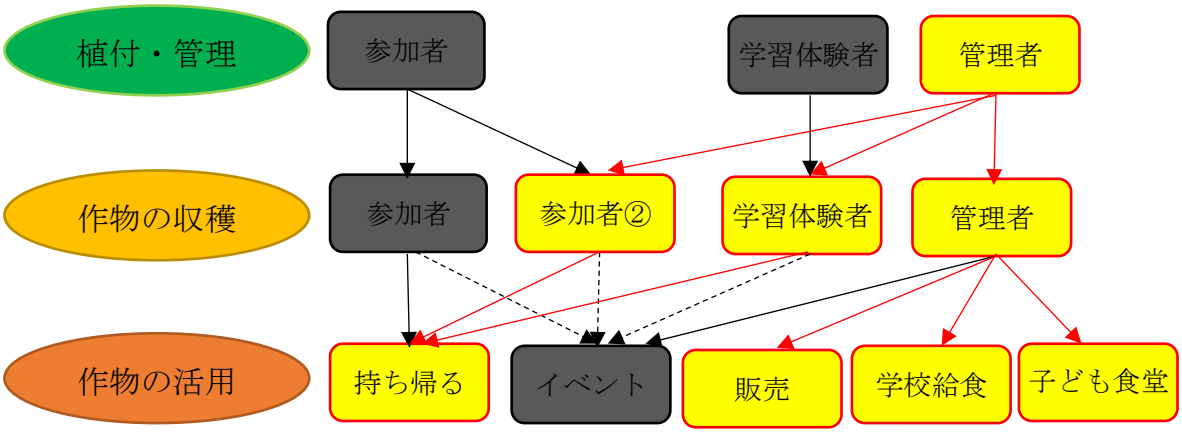

運営主体

管理者（福祉団体）

留意事項・その他検討した事柄等

茶畑という意見も出ていたが、周辺に住宅地が近いことから、チャドクガ等の虫がついてしまい問題となる可能性がある。そのため、今回は虫などがつきにくい果樹を選定して植え付けを行うこととする。

竹林

テーマ

竹林を楽しめる場

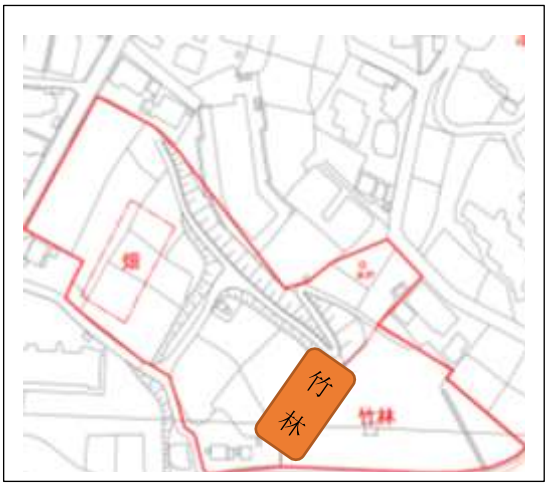

用地の特徴

竹林に覆われており、細い通路はあるものの竹が繁茂している状態である。また、北側には急な斜面がある。竹の種類は真竹であり、穂からメンマ等がつくれる。

利用対象

だれでも利用可能　（体験会は応募者のみ）

用地の活用方法

竹の収穫や竹を使った工作体験などができる場としての活用。竹の工作を行い伝統的な工法や造作、昔ながらの遊び方なども学べる場、竹林内の散策が行える場などとして活用することが目的となる。

運営体制

管理者（指定管理者、ボランティア）

役割

竹林を活用するため、また、竹林が拡大し農地を侵食しないようにするため、日常管理を行うとともに活用しやすい竹林を維持する。

収入の取扱い

体験会による参加者負担金は原則有料とする。

工作物の販売料については指定管理者が徴収する。

留意事項

当初段階においては、一部のみ農業公園とし、そのほかの部分については今後の整備状況を踏まえて検討していく。

※　本章で記載した都有地内の事業については、東京都との調整が整っていないため、今後の調整次第では、変更が生じる場合がある。

第６章　運営と整備に関する方針

１　運営方針

第４章で記したように、多様な主体が関わる形での運営を目指すが、その中で、どのような形式の管理・運営形態をとるかが一つのポイントである。

本開園時の管理・運営方法については、直営での管理、委託管理、指定管理、Park-PFI などの管理方法を検討した（次頁の表）。

管理・運営を行う上で必要となる農的・専門的な知識や技能、体験会などの市民サービスを円滑に進めることができるマネジメント力が必要であること、また、作物の販売を行えるような仕組みを考えた場合、指定管理制度を導入することが本公園には適しているという結果となった。

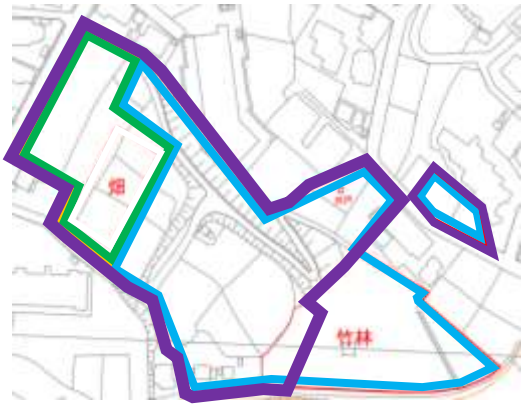

指定管理者制度の場合、自主事業で管理地の特徴に合わせた独自のサービスも展開できることから更なる魅力向上につながると考える。また、第 4 章でも記したように指定管理者だけではなくボランティアや市内農家等多様な主体が関わる管理体制とすることで市民協働を推進する。

２　収入と支出に対する考え方

指定管理者制度の場合、利用料金制の活用等により、販売や参加料の徴収について管理者の収入とすることができる。ただし、都有地内で出来た作物の販売等を行う際は、利益を出す活動ができないことから、収入の合計が予算額を超える場合については、市が一般財源で支出している管理運営費に充当する、もしくは、管理・運営の充実に活用する。

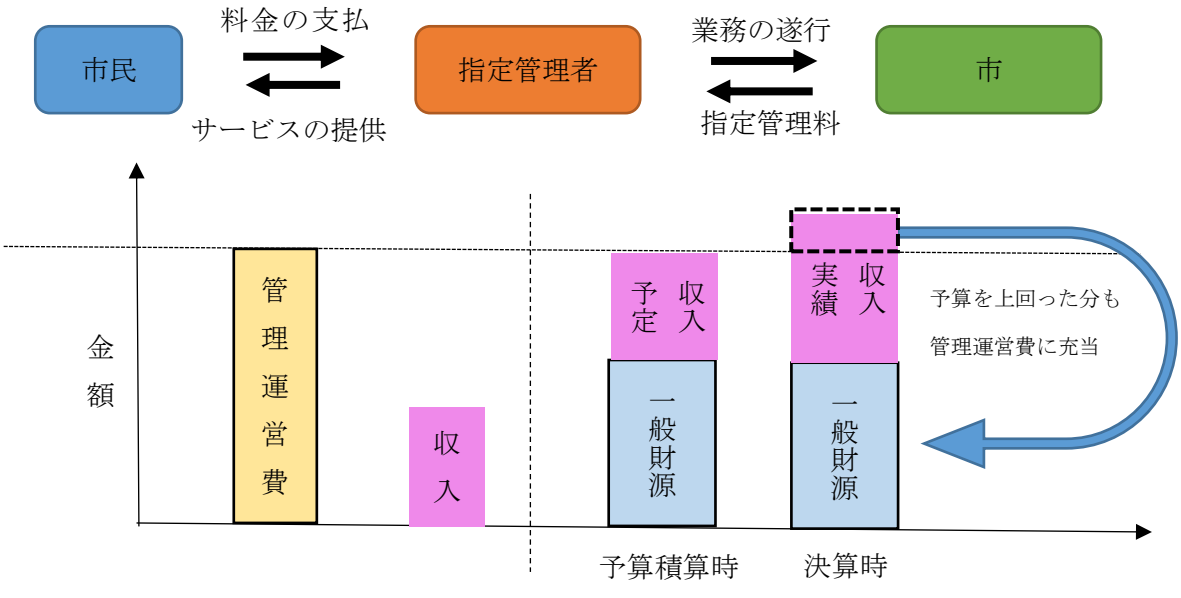

管理方法		市の直営管理	委託管理	指定管理者制度	Park-PFI
略図		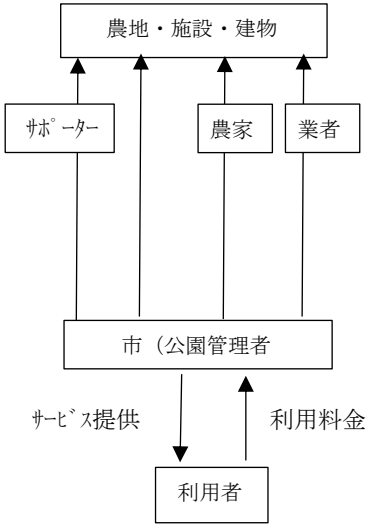	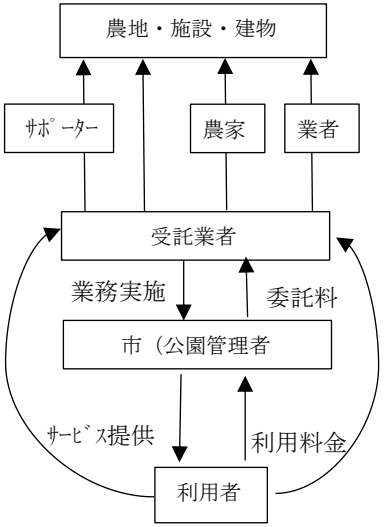	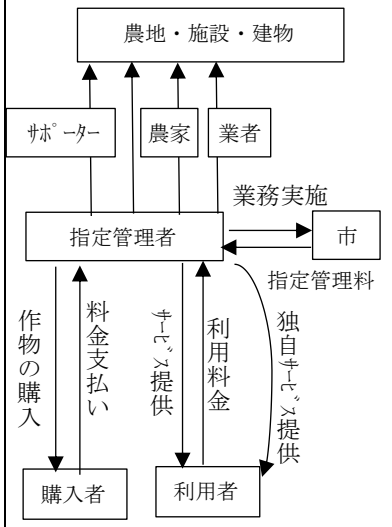	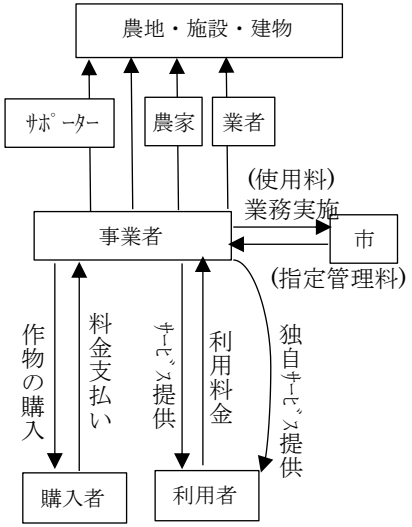
適用範囲		都市公園以外でも可能	都市公園以外でも可能	都市公園以外でも可能	都市公園のみ可能
事業期間		－	1～3 年	3～5 年	20 年以内
事業実施の自由度		×	△（市の仕様書に基づくものになる）	○（仕様書の内容のほかに、独自の事業ができる）	◎（独自事業可。長期間である分、自由度がより高い）
作物の販売		△	△（収入の取扱いが難しい）	○（指定管理者により販売可）	○（事業者により販売可）
収入先		市の収入	市の収入（or 受託者の収入）	指定管理者の収入	事業者の収入
業務範囲	施設の整備	市による整備	市による整備	市による整備	事業者が一部もしくは全部を整備
	施設の管理運営	市が管理運営	受託者が管理運営	指定管理者が管理運営	事業者が管理運営
民間のノウハウの発揮		－	専門知識を生かした管理	専門知識を生かした管理運営	専門知識を生かした管理運営
コメント		令和４年度実施 専門知識の不足や頻繁に農地に行けない問題などがある	令和５年度実施 作物の販売や体験会の収入について調整の必要がある	作物の販売が可能であり、収益が指定管理者に入る。 管理者独自の事業の実施可能。	自由度の高い事業を行える。ただし、事業者は収益性が高いものを目指す傾向があることから保全地域に適していない。

3　整備方針

第５章で示した各ブロックの管理・運営に必要な施設の整備を行う。また、管理棟については下表の機能が管理していく上で最低限必要となった。

管理棟の整備にあたっては、極力簡易なものとするとともに、太陽光発電設備や、雨水浸透、雨水貯留など、環境配慮設備を検討する。

また、駐車場やスロープの設置にあたっては、雨水の浸透を妨げるものではなく、砕石や土系の舗装で行うことで雨水の浸透を図り、湿地への水環境に影響を及ぼさないように配慮する。

なお、保全地域に指定されていることから、管理上必要な機能以上の施設については設置は難しい。

管理棟の必要な機能

施設機能	詳細・備考
事務室	管理者の作業スペース
トイレ	男女及び誰でもトイレ
資材置き場	苗、種、堆肥や鎌や耕運機、レーキなどの資材置き場
庇	雨天時やイベント時に利用者が集うスペース
更衣室	利用者及び管理者の着替えスペース
救護室	利用者の体調不良が起きた場合の休憩所
販売所	無人販売所
給湯室	管理者用
シャワールーム	管理者用

施設配置図

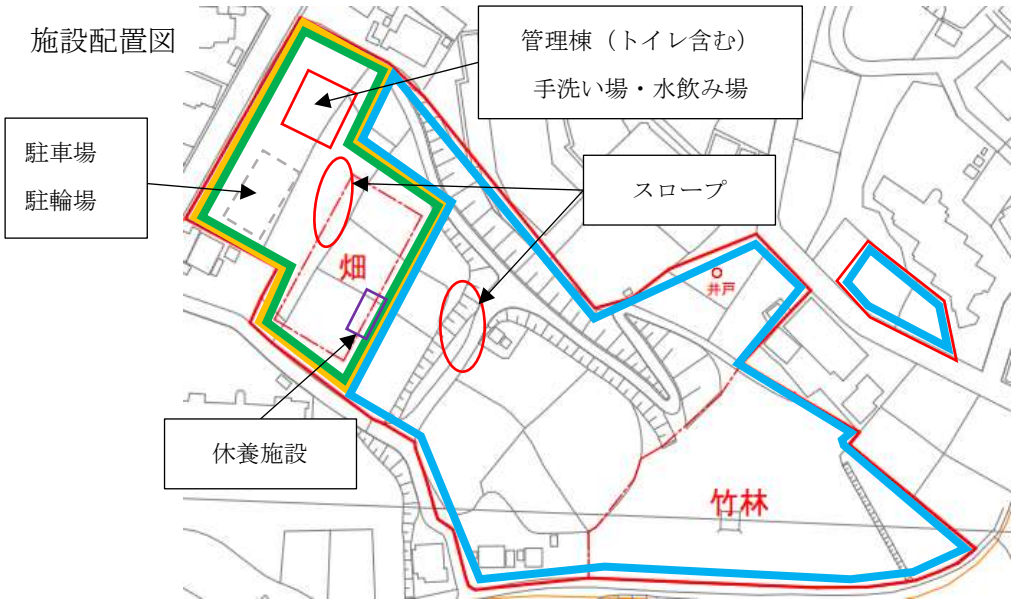

※　本章で記載した都有地内の事業については、東京都との調整が整っていないため、今後の調整次第では、変更が生じる場合がある。

第７章　今後のスケジュール

今後、本開園は令和９年度を予定し、今回策定した方針に基づき設計や工事、試験事業を実施していく予定である。

本開園までには、事業へ参画できそうな団体との組織づくりや市民参画の方法などについても継続して検討を進めていくとともに、東京都と協議しながら作物の販売や体験会の実施について調整を図る。

また、指定管理制度の導入についての検討を進め、導入する場合は条例の整備や指定管理者の選定を進めていく。

<table>
<tr><th></th><th>令和６年度</th><th>令和７年度</th><th>令和８年度</th><th>令和９年度</th></tr>
<tr><td>運営面</td><td colspan="3">試験期間</td><td>本開園</td></tr>
<tr><td>整備面</td><td>基本設計</td><td>実施設計</td><td>整備</td><td></td></tr>
<tr><td>指定管理者制度を導入する場合の流れ</td><td>・指定管理者制度の必要事項洗出し
・導入可否の検討</td><td>・指定管理者制度導入の決定
・条例の改正又は制定
・募集要項の項目作成</td><td>・指定管理者の選定</td><td>・指定管理開始</td></tr>
<tr><td>サポーター等の市民参画</td><td colspan="3">・サポーターの募集、継続関与、団体化等
・関わる主体の増加</td><td>指定管理者との協働等</td></tr>
</table>

資料

連光寺六丁目農業公園づくり検討会委員等名簿

	氏　　名	所属・役職	備考・専門分野
会長	やぎ　ひろのり 八木　洋憲	東京大学大学院 農学生命科学研究科 准教授	都市農業経営に関する学識者
副会長	おがた　としみつ 小形　敏光	東京南農業協同組合 多摩支店　指導経済課長	東京南農業協同組合多摩支店からの推薦による
委員	はぎわら　しげはる 萩原　重治	多摩市農業委員会 会長職務代理者	本事業に参画する市内農業者
委員	ますだ　やすじ 増田　保治	多摩市農業委員会	多摩市農業委員会からの推薦による
市民委員	にしはら　きくえ 西原　喜久江	連光寺東谷戸の会代表	
市民委員	いしい　あきこ 石井　明子	農業公園市民サポーター 援農ボランティア	
市民委員	ひび　たくみ 日比　巧	農業公園市民サポーター	

＜オブザーバー＞

東京都環境局自然環境部緑環境課職員